

様式 3

令和 7 年 1 月 29 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地

〒632-0063

奈良県天理市西長柄町 163

医療法人名 医療法人 小林クリニック

理事長名 小林 豊樹

(連絡先 TEL 0743-66-0300)

決 算 届

令和5年度（令和5年12月18日から令和6年10月31日まで）の決算を終了
しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 12 月 18 日 至 令和 6 年 10 月 31 日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人小林クリニック ✓
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ✓ ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 奈良県天理市西長柄町 163 ✓

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 令和 5 年 11 月 30 日 ✓

- (4) 設立登記年月日 令和 5 年 12 月 18 日 ✓

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小林 豊樹 ✓	小林クリニック 管理者 ✓
理 事	小林 直子 ✓	
同	小林 祐也 ✓	
監 事	山田 幸一 ✓	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	小林クリニック	2910901418	奈良県天理市西長柄町 163	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険0床] [介護保険0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

様式 2

法人名 医療法人小林クリニック ✓

※医療法人整理番号

所在地 奈良県天理市西長柄町163 ✓

財 産 目 録
(令和 6 年 10 月 31 日現在) ✓

1. 資 産 額	37,138 千円 ✓
2. 負 債 額	6,938 千円 ✓
3. 純 資 産 額	30,200 千円 ✓

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,562 ✓
B 固 定 資 産	10,576 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	37,138 ✓
D 負 債 合 計	6,938 ✓
E 純 資 産 (C - D)	30,200 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人小林クリニック

※医療法人整理番号

所在地 奈良県天理市西長柄町163

貸借対照表
(令和 6 年 10 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,562	I 流 動 負 債	6,114
II 固 定 資 産	✓10,576	II 固 定 負 債	823
1 有 形 固 定 資 産	9,761	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	301	負 債 合 計	6,938 ✓
3 そ の 他 の 資 産	513	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	30,000
		II 積 立 金	200
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	30,200 ✓
資 産 合 計	✓37,138	負債・純資産合計	37,138 ✓

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人小林クリニック

※医療法人整理番号

所在地 奈良県天理市西長柄町163

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 12 月 18 日 至 令和 6 年 10 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,667
2 事業費用	80,551
本来業務事業利益	116 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	116 ✓
II 事業外収益	195 ✓
III 事業外費用	
経常利益	310 ✓
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	310
法人税等	110
当期純利益	200 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人小林クリニック、
所在地 奈良県天理市西長柄町163

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
(取引条件及び取引条件の決定方針等)									

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小林 豊樹	医師	当法人理事長、 設備等買取	法人化に伴う設備 等支払い(注)1	11,424	未払金	0
役員	小林 豊樹	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注)2	5,940	未払金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 支払金額については、個人診療所廃止時の残高を支払金額として決定している。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人小林クリニック
理事長 小林 豊樹 殿

私（注１）は、医療法人小林クリニックの令和５会計年度（令和５年１２月１８日から令和６年１０月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和６年１２月１９日
医療法人小林クリニック
監事 山田 幸一

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。